

第7章 計画の推進にあたって

第7章 計画の推進にあたって

1 各主体の役割と取組体制

本計画の推進にあたっては、共通方針である「共創（みどりを共につくる）」にもとづき、各施策に取り組むことから、市民、事業者・市民活動団体等が役割を踏まえ、共創の取組を進めることが重要です。

また、都や近隣自治体などの行政界を越えた広域的な連携にも配慮します。

(1) 各主体の役割

ア 市民、来訪者

市民、市内への通勤者や通学者、その他の来訪者の方々は、住んでいる地域や市全体のみどりに関心を持ち、身近なところの緑化の取組や維持・管理、みどりに関するイベントや保全活動などに参加・協力することが望れます。

イ 事業者・市民活動団体等

自治会、事業者、学校などは、地域のみどりに関する社会貢献活動やイベントへの参加が望れます。また、農業や林業の従事者の方々は、市内のみどりを保全してきた重要な人たちであり、引き続き農林業を通じて、みどりのまちづくりを担っていただきます。

市民活動団体等は、活動等を行っている地域のみどりの保全のため、活動の活性化が求められます。

ウ 行政

みどりのまちづくりの先導役として、本計画の内容の周知に努め、各施策を着実に推進します。

市民や事業者・市民活動団体等の取組に対し、積極的な情報提供や支援を行います。

また、行政界を越えた広域的な連携として、東京都や近隣自治体との連携による「緑確保の総合的な方針」等の推進、広域的なみどりのネットワークである山地や丘陵地、崖線樹林、河川の保全に取り組みます。

(2) 取組体制

本計画の取組体制は以下のとおりです。

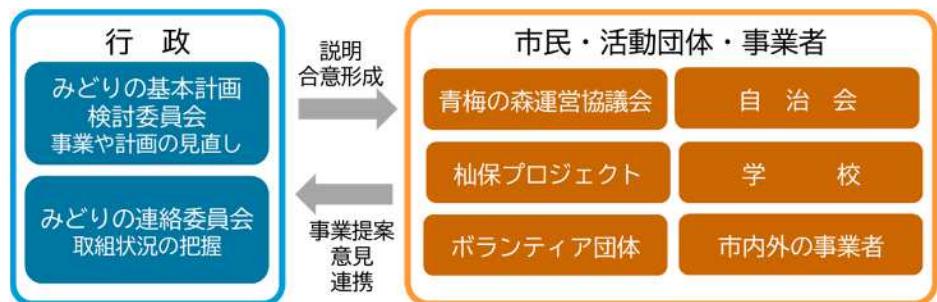


図 7-1 本計画の取組体制

ア 行政

- ・本計画の取組状況を継続的に調査し、「青梅市みどりの連絡委員会」に報告します。
- ・「青梅市みどりの基本計画検討委員会」は、事業や計画の見直し等を検討します。

イ 市民・活動団体・事業者

- ・「青梅の森運営協議会」、「仙保プロジェクト」等の活動団体の協議体に対して、行政は計画を推進するための事業等を説明します。

- ・活動団体の協議体は、行政の事業等に対する意見や事業提案を行うとともに、行政と連携して本計画の取組を推進します。

2 進行管理

本計画の進行管理に当たっては、各施策の継続的な進行管理や改善を図ることが重要です。

このため本計画では、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）のサイクルで進行管理します。

また、本計画は計画期間が長期にわたることから、施策の進捗状況や社会状況の変化、上位計画の見直しにあわせて、必要に応じて計画の見直し・改定を行います。

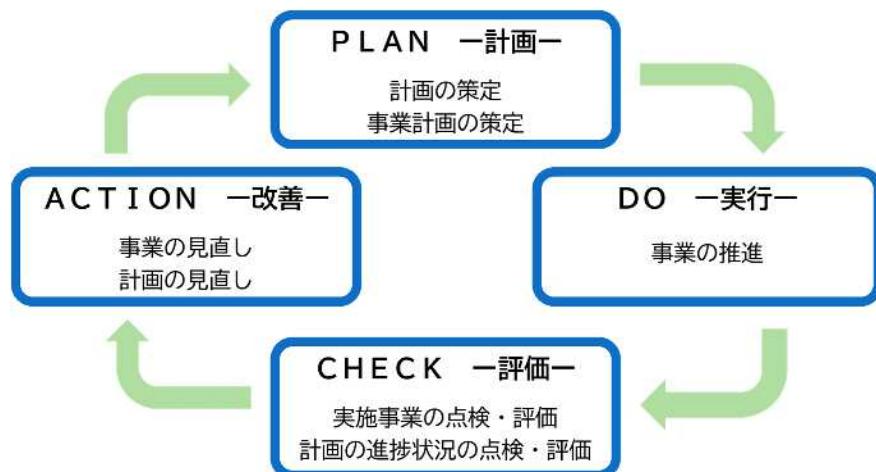


図 7-2 進行管理の流れ